

動物取扱業の指導育成策について(答申)の概要

平成 11 年 3 月 29 日
東京都動物保護管理審議会

I 動物取扱業の現状

1 東京における動物取扱いの現状

- ・ 犬猫等動物の飼育頭数の増加とともに、イグアナやアライグマなど飼育される動物種も多様化する傾向がみられる。
都内の動物取扱業届出件数は、昭和 62 年度末の 687 施設から平成 9 年度末の 921 施設へと、ほぼ一貫して増加している。
- ・ 都が実施した「東京都内における動物取扱業実態調査」によると、動物取扱業者には、周辺環境や動物由来感染症への配慮、動物の飼育管理、従業者教育及び特定動物への対応の面で問題があることが明らかになった。
- ・ 同じく都が実施した「動物取扱業に関する営業者の意識調査」によると、業界内にも動物取扱業の現状を改善しようとする意欲が高いことが推察された。

2 動物取扱業に関する規制・指導の現状と問題点

- ・ 都条例では、動物取扱業の対象として、売買、保管、訓練又は調教、貸出し、輸出又は輸入、美容又は装飾の 6 業種を定めている。しかし、イベントでの動物展示など 6 業種に該当しないものやブリーダーなどで施設を設置していないものは、動物取扱業の対象とはなっていない。
- ・ 都条例では、動物取扱業に対する具体的な指導基準等が整備されていない。
- ・ 動物取扱いに関する苦情として、悪臭や鳴き声による生活環境被害、動物由来感染症の発生、不適切な飼育管理による動物愛護上の問題などが寄せられている。

II 基本的な考え方

1 動物取扱業の社会的役割

動物取扱業者には、次の五つの視点から社会的役割を果たすことが求められる。

(1) 動物愛護

動物の生理、習性等を理解し、適正に飼育管理することにより、動物の健康保持やストレスの軽減を図ることが必要である。

(2) 危害防止

動物は取扱方によっては、人に危害を与える可能性があることを十分理解し、安全に配慮することが不可欠である。

(3) 動物由来感染症の予防

動物由来感染症は200種以上あるといわれ、動物には無症状であっても人に感染すれば症状を現すものもあり、衛生的な飼育管理が必要である。

(4) 良好な生活環境の維持

動物の鳴き声や臭気、羽毛の飛散等により周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう適切に飼育管理する必要がある。

(5) 自然環境の保護

外来野生動物は、逸走や遺棄等により日本固有の生態系に悪影響を与えるおそれがあり、飼育には専門知識や技術が必要なため、輸入販売は極力行わないようにすべきである。

2 動物取扱業に求められる条件

(1) 施設の整備

動物の生理、習性に適合し、逸走防止や衛生確保等にも配慮した施設を整備することが必要である。

(2) 適正な飼育管理

動物の健康管理や施設の清掃・消毒等を適切に行うとともに、仕入・販売先の記録等、動物由来感染症発生時への備えを含め、適正な飼育管理をする必要がある。

(3) 専門知識

従業者は、顧客に対して動物の適正な飼育等の助言指導ができるよう十分な専門知識をもつことが必要である。

III 動物取扱業者の指導育成に向けて

1 動物取扱業者に関する新たな制度の導入

(1) 対象の拡大

現対象6業種に加え、新たにイベントでの動物展示、露天販売等も対象とすべきである。また、ブリーダーや実験動物施設等についても、今後は営利非営利にかかわらず、その社会的影響の大きさに着目し、一定規模以上のものは対象に含めることを検討すべきである。

(2) 登録制の導入

営業者等の申請に基づいて、施設、管理方法等を審査し、一定の水準を担保できる場合に、動物取扱業として登録され営業等が可能となるような新たな制度を導入すべきである。

(3) 指導基準の整備

動物取扱業者には、動物愛護、危害防止、動物由来感染症の予防、良好な生活環境の維持及び自然環境の保護の五つの視点に立った適切な飼育管理や施設管理等が求められる。そのため、動物取扱業者に対する指導基準は施設基準、管理基準として明示されるべきであり、基準の設定に当たっては、次のような配慮が必要となる。

動物愛護

動物取扱業者は、取り扱う動物の生理、習性に適合した飼育保管に努め、飼育設備を整えるとともに、ワクチン接種等の健康管理を行うことが重要である。特に、健康管理や行動面で問題を生じやすい幼齢の犬猫の販売を避けるとともに、安易な飼育を防ぐため、子供への販売は行わないことも重要である。

危害防止

動物の販売・譲渡をする場合には、動物の習性等について十分な

説明を行い、動物による危害防止を図る必要がある。

動物由来感染症の予防

施設内の衛生管理、取扱動物の健康管理に努めるとともに、動物由来感染症が発生した場合に、動物の移動状況を把握し有効な対策が立てられるよう、仕入・販売先の情報を記録保管することが必要である。

良好な生活環境の維持

騒音・臭気等の簡易指標に基づく営業者の自主管理を促進し、施設外部の適正な環境の維持に努めるべきである。

自然環境の保護

外来野生動物の販売等に当たっては、逸走防止等の飼育上の注意を書面により説明する必要がある。

(4) 動物取扱責任者の配置

動物飼育の知識や経験を有する従業者を動物取扱責任者として各施設に配置すべきである。

(5) 優良施設の認定等

構造設備や管理状態が特に優れた施設を優良施設として認定することや基準違反施設に対しては営業者氏名を公表することなどの仕組みを検討すべきである。これは、都民が動物取扱業者を利用する際の選択の指標ともなる。

2 指導体制の整備

(1) 効果的な監視指導体制の確立

- ・ 都動物保護相談センターの動物監視員を活用した監視指導体制を確立すべきである。
- ・ 動物取扱責任者講習会の開催、飼育管理マニュアルの作成、モデル施設の例示等を行うことが重要である。
- ・ 動物監視員研修を行い職員の能力向上に努めるとともに、消費者相談窓口等の行政機関との情報交換や連携を図る必要がある。

(2) 民間団体と行政との連携協力

- ・ 民間団体からの講師派遣、講習会の共催などの連携を図り、講習機

会の拡充、講習会の質の向上に努めるべきである。また、民間団体と普及啓発資材等の共同開発等も行うことが重要である。

- ・ 動物取扱業者をはじめ、民間団体、開業獣医師及び行政等を構成員とした地域連絡体制づくりを図り、情報交換や普及啓発の場として活用すべきである。